

計画の策定にあたって

第1章

地域福祉活動計画とは、「社会福祉協議会が呼びかけて、住民、地域において社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業(福祉サービス)を経営する者が相互協力して策定する、地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画」です。

この計画は、生活環境が変化したり、支援が必要になっても、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、私たちが取り組む地域課題と目指す将来像を示しています。いわば、私たち一人ひとりが、どのように地域づくりを進めていくかを確認し合うための計画です。

練馬区地域福祉活動計画は、練馬区社会福祉協議会(以下「練馬区社協」という。)の法人理念でもある「ひとりの不幸も見逃さない～つながりのある地域をつくる～」を基本理念に掲げ、区民、民生・児童委員、町会・自治会、社会福祉法人、社会福祉施設・団体、事業所、企業、行政、学校などと協力しながら、地域の福祉力を活性化させ、誰もが暮らしやすい地域社会を目指します。

練馬区社協では、平成7年に第1次地域福祉活動計画を策定し、地域社会を取り巻く環境の変化を踏まえ、第5次計画まで進めてきました。社会福祉協議会は、住民主体の考えのもと、運営される団体であり、地域住民や当事者団体の参加と代弁を図る組織です。したがって、地域の声を聴き、その声を反映しながら計画を策定する作業や過程そのものが、練馬区社協の事業展開において重要な位置を占めるものとなりました。

地域福祉活動計画策定・推進評価委員会を中心に、これまで地域を支えてきた地域住民や関係団体との地道な協働を大切に、これからも地域福祉を共に考え、行動していきます。

計画	計画期間
第1次地域福祉活動計画	平成7年度～平成12年度(6か年)
第2次地域福祉活動計画	平成18年度～平成22年度(5か年)
第3次地域福祉活動計画	平成23年度～平成26年度(4か年)
第4次地域福祉活動計画	平成27年度～令和元年度(5か年)
第5次地域福祉活動計画	令和2年度～令和6年度(5か年)

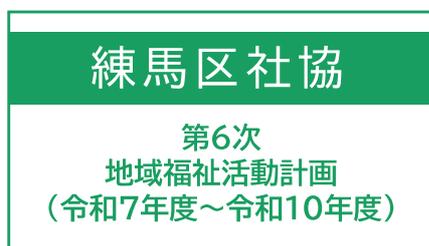
練馬区社協と練馬区は、互いに地域福祉を推進するパートナーです。

練馬区社協では、成年後見制度の利用を促進する「中核機関」業務、重層的支援体制整備事業や生活困窮者自立相談支援事業等を練馬区から受託しています。

また、練馬区は、練馬区社協が取り組むボランティア育成事業や地域活動団体のネットワーク化事業などの活動を支援し、連携を図っています。

これら事業と同様、民間の活動・行動計画である「地域福祉活動計画」と練馬区が策定する行政計画「練馬区地域福祉計画」は地域福祉を支える両輪として区全体の地域福祉を推進します。

計画期間については練馬区地域福祉計画と合わせて4か年としています。



これまでのとおり「計画書本編」と「概要版」を作成し、第6次計画の周知に努めます。

また、第6次計画では、地域福祉活動計画策定・推進評価委員の意見を受け、困りごとが生じたときに計画書を通じて情報にアクセスできたり、相談窓口が見つかるリンク機能を電子版(練馬区社協ホームページに掲載)に備えます。

さらに、日頃から地域福祉に興味や関心を持ってもらえるよう、SNSを活用した効果的な情報発信に取り組めます。